

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第六章 各派農民団体の動向

第一節 日農(主体性派)第五回大会

日農(主体性派)第五回全国大会は三月三、四両日東京教育会館で開催された。出席者は府県連合会代議員一一〇名中央委員で、上林与一郎中執委員の司会の下に、議長石田宥全、副議長中村高一、大林千太郎を決定し、第四回大会以後の組合活動の検討、再建方針の審議、闘争方針の決定などがおこなわれた。

ついで左社党鈴木委員長らの挨拶の後、八百板書記長の本部報告がおこなわれた。その自己批判として、「今日までわれわれはあらゆる努力を払って十分な活動をしてきたが、本部活動の欠陥は財政の欠乏に原因がある。日本中で日農ほど財政不足の団体はないとおもう。少数幹部の負担で財政をまかなうことは、組合を少数幹部の御用組合につきおとす危険がある。財政確立は大衆の負担にまつべきものである。しかも現在の情勢は日農の強化を要請している。大衆的な財政基盤をもつところに日農再建の道が進められることを考えるべきである。たとえ組織は小さくとも行動を中心として行動的な組織とならなければならない」(農林資料通信35号三—四ページ)。

本部報告、会計報告承認のち、大森本部委員より「運動方針」案を提出、詳細な説明ののち討論に入った。これと同時に「組織活動方針」「財政確立に関する件」が一括上程され、各府県支部および日農議員団の財政負担の問題も論議された。この間、運動方針を本部が単なる「素案」として提出した点につき、池田恒雄氏(茨城)より批判があり、また運動方針中、組織形態を全国単一組織より連合体へ移行させる点について激しい論戦がたたかわされ紛糾し、ついに一たん打切り「役員選挙に関する件」に切替え上程されるにいたった。

大会第二日は中村高一氏議長となり、「土地対策に関する件」「農業近代化に関する件」を一括上程、江田三郎氏より説明あり、日農はこれまで森林対策を欠いていたが、今後は山林農民に関しても十分対策を立て組合活動の対象となすべきことを強調、原案は可決された。「食糧対策に関する件」、「肥料対策に関する件」、「農産物価格に関する件」は足鹿覚氏の提案理由説明で可決、ついで「農業課税対策に関する件」については、代議員より総本部の国税庁に対する闘争が不十分である点が指摘された。

かくて前日来持越しの「運動方針案」を、「規約改正」「組織方針」「財政確立方針」と一括審議に入った。大森氏は「いまの闘争は地方別地帯別に特長をもち、それぞれの地方で地方権力と対立している。……連合体への移行を提案したのは財政的な問題からではなく地方闘争の独自性を考慮したからだ」と説明、これに対し、中央の弱体化は決して組織形態が原因ではなく財政上の欠陥だから従来の統一組織を維持すべしとの反対論も強く、石田宥全氏はつぎのように主張した。

「こんど運動方針で貧農中心の方針がはっきり打ち出されたのは一つの進歩である。日農の階級性がはっきりとし、貧農中心でゆくとすれば、連合体ではなく、全国的な統一団にして組織の強化を進めてゆかなければならない」(前掲「通信」35号八ページ)。

これに対してもなお反対があり、結局「組織形態は、全国単一組織から連合体への移行の検討が必要である」との総本部の修正をみとめて、組織活動方針とともに決定をみた。

ついで「積雪寒冷地帯対策」をはじめ「零細酪農危機突破に関する動議」「再軍備反対に関する件」の緊急動議を検討、とくに後者については、「われわれはいかなる戦争にも、いかなる再軍備にも反対である。平和三原則をとなえる社会党にヒビが入ることは残念であるから、三原則をまげないよう社会党に申入れるべきだ」との佐藤嘉美氏(山形)の提案を可決し、実行は新執行部一任となった。最後に「農民組合法の制定に関する件」を可決、役員選挙にうつり、その結果清沢俊英氏(新潟)が中央執行委員長、岡田宗司、八百板正氏が副委員長、書記長江田三郎氏とそれぞれ決定した(新役員名は「農民団体の現状」日農の項参照)。

第五回大会スローガン

- 一、平和と民族の独立を守れ
- 一、農地改革の徹底、土地の民主的管理
- 一、肥料の値上反対
- 一、独占資本を肥す低米価、低賃銀政策反対
- 一、民主的食糧管理制度の確立
- 一、農民課税の適正化
- 一、農業金融制度の強化拡充
- 一、農業革命の完遂
- 一、反動政権に迎合する農協ボスを葬れ
- 一、農民戦線の統一、労農提携の強化
- 一、反動吉田内閣の打倒
- 一、労働者農民の政府をつくれ

一九五一年度日農(主体性派)運動方針書

つぎに掲げるものは日農(主体性派)第五回全国大会に提案され若干の修正を経て可決された運動方針書である。本方針書に対してはただちに日農(統一派)本部の批判が発表され、これに対し主体性派の反批判が現われている(「農民運動資料」第21号、「農林資料通信」第42・44・47・48号)。

一 一般情勢(要旨)

朝鮮事変は中共軍の参戦によって新たな段階に入り、「世界はあげて軍拡競争のルツボの中に投げこまれている。」一方わが国は単独講和の締結によって一方の陣営の戦略拠点として軍事基地化され、ソ連陣営との敵対関係に入らんとする危険な情勢におかれている。そしてこの情勢を反映して内外独占資本はさいきん著しく反動化し、とくに農民経済への収奪政策が強行されつつある。「独占資本は現政府の反動政策を通じて、農村内部に根強く、残存する地主勢力、保守反動勢力を抬頭せしめ、これを戦争参加への精神的支柱とすると共に、戦争の人的資源を確保しようとしているのである。農民解放を目指す農村民主化への動きは現在著しく退潮し、再びファシズムの基盤となろうとしている。」

二 農業情勢(要旨)

農地改革は行われたが、農業生産力の増強も農民生活の向上も実現しなかった。とくにドッジ・ライン強行以来、農民経済の水準はいまや戦前水準以下においこまれつつある。戦争に伴う食糧事情の変化によって国内食糧増産確保が要請されているに拘らず政府は公共事業費の削減、農業金融の梗塞等によって農民経済を圧迫している。またシエーレの拡大、公租公課の重課により農家の窮乏が深まっている。

三 農民運動の現段階(要旨)

(一) 農民運動の階級的性格

戦前の農民運動の中心は、耕作権の確立と小作料の軽減を目的とする土地斗争であった。戦後の土地斗争は農地改革の経過中にたたかわれ「直接的には半封建的地主との鋭い対立の下に行われた階級的な斗争であった。斗争の経過にみても、それは戦前の農民斗争の延長ともみらるべき階級的性格を帯びたものである。」しかし地主との階級斗争であったとしても、戦前とことなり、土地所有権に対する農民層の小ブルジョア的性格を反映し、またその「階級的指導の脆弱性」が指摘される。「農地改革後急激に運動の退潮を見た最も重要な原因の一つはこの点にあった」。しかも急速に拡大した組織を階級的に指導し訓練する指導層が弱体であり、「殊に指導幹部の革命的意識と実践的意欲の喪失あるいは稀薄化は致命的な欠陥をなしたのである」。

供米、税金斗争は広汎な農民を動員し、全村組織が出現したが他面それは貧農の階級的要求を無視し、中富農的指導が強化された。これも農民運動沈滞の一因となった。「上述のような組織基盤の階級的な変化が、運動を沈滞せしめた大きな原因をなすので貧農層の指導権を樹立することが運動上絶対に必要であるといわなければならない」。

(二) 組合の主体性の確立

最近の日農の活動は、農民・農業団体との共斗の限界に制約されて日農独自の運動の展開が薄弱で、また政党との関係でも独自性が弱く、その選挙地盤化の傾向すらみられる。とくに中央における日農の独自の活動を阻止しているのは「組合財政の破綻と、人的構成の不整備」にある。

社会党と日農の関係は、日農議員団が組合の決定を組織的系統的に党に持ちこむこともなく、日農議員団はたんに「議会内における社交機関の範囲をはず」、決して日農の政策を実現する斗争組織とはなっていない。地方活動でも党活動と組合活動が明確にされていない。また「各級議会の議員、あるいは農協その他の関係機関の役員となった組合員が、その母体である組合を忘れ、組合活動から遊離する傾向は全国的に見られる通弊である。」要するに「組合の主体性確立の問題は、今日の段階では、組合自体の組織の強化、組合運営の確立にあるのであって、その前提として組合財政の確立と人的構成の強化を図らなければならない」。

(三) 農民組合の組織形態の問題

わが国の農民組合は、運動の初期においては地方分散的に組織されていたが、日農の創立によって中央集権的な全国単

一組織に成長した。しかし運動の現段階においては、組合が量的に拡大して「末端組織に対する直接的な中央指導は不可能である」、また戦後の運動は土地、税金、供出斗争等広汎な農民を動員する地域斗争の性質を帯びている。従って日農の運動も県単位の独自の斗争として展開されており、県連の強化と独自の活動が必要となっており、また強大な地方組織においては、地区協、郡協が強化され、その独自の活動が活潑化している。「以上の諸点を考慮するとき、中央集権的全国単一組織には充分検討の余地があり、中央組織の同盟体乃至連合体組織への改変に関する検討をも必要とする」(この最後の一節は、本部原案を大会で修正したものである)。

四 当面の任務と斗争目標(要旨)

「組合は農民の現実の利益を護り、一般農民の広汎な政治的経済的要求をとらえて闘うと同時に、それを耕作農民の徹底的解放という戦略目的と結合して、より高度な斗争に発展させてゆく任務をもつ……(中略)……だが農民組合は複雑な農民各層の要求をそのままにとらえて闘うのではなく、階級斗争の一環として飽くまで貧農層の階級的要求を基礎として、闘うものでなければならない」。

「封建的残存勢力すなわち地主、山林地主を中心とする富農層のボス勢力との斗争は強力に行われなければならない。……そして土地斗争は単に土地獲得という限界に止まるのではなく、土地適正な配分、効率的な利用、民主的な共同管理を通じて、漸進的にはあるが土地の所有権と使用权を分離することによって、土地の国有化の前提的条件をつくるという方向を目指して啓蒙宣伝と個々の具体的問題をとらえて運動を進めなければならない」。「封建的残存勢力との斗争は、彼らを支柱としてその農村支配を確立しようとする独占資本の企図を粉碎するための広汎な斗争を含むのであり……反ファッショ斗争、平和と民族独立のための斗争として展開されなければならない。……この面においては青年運動婦人運動の展開が当面の課題となるであろう。われわれの斗争の当面の主題となるのは独占資本の農民収奪に対する斗争である。独占資本は国際独占資本と結合し、反動政権の手によって……農民収奪を強化している」。

「農民運動の主要眼目はこのような農民収奪に対する防衛斗争の範囲に限られるものでなく、更に農業の近代化を通じ、広汎な農業革命の完遂を目指して進むところにある。……生産並びに経営の共同化を通じて、社会主義的農業を建設することを究極の目的としなければならない」。

農民斗争の主体として組合は極めて弱体である。「請願運動

や単なる要請運動や選挙活動の機関でなく、真に闘う組織としての実体を確立しなければならない」。本年度とくに取りあげらるべきは「農村労働組合を育成する」ということであり、また「農民戦線の統一は、単なる組合組織の離合集散でなく、独占資本の権力に鋭く対峙する農民の斗争組織の拡大強化という基本線に従って実現されなければならない。……共同斗争の名のもとにわれわれの斗争を低い段階に釘付けてはならないし、また組織を弛緩させてはならない。遅れた農民大衆を斗争に動員するためには、強固な日農組織を中核として農民協議会というようなカンパ斗争組織によってなさるべきである」。また米価斗争、選挙斗争等における労農提携の強化がなさるべきであり、「社会主義政党との協力態勢」が確立されねばならない。

斗争目標

一、封建的残存勢力との斗争

(一)土地改革の徹底による封建的残存勢力の経済的政治的基盤の一掃 1第二次農地改革の徹底と第三次農地改革の実現。2未墾地、山林原野の徹底的解放。3農地の交換分合、区劃整理等の早期実現。4土地国有化の前提条件としての土地の集団化、土地利用の効率化、民主的土地管理運動の展開。5農地委員会の民主化と権限の拡大強化。6土地問題をめぐる次三男対策の樹立。7開拓政策の確立と国営集団農場の実現。

(二)独占資本の農村支配の支柱としての反動勢力の打倒。1封建的家族制度よりの青年及婦人の解放、経済的基礎の確立、民主的教育の徹底。2反動勢力の部落支配、農村支配に対する斗争。3農村諸機関および農業協同組合の民主化と耕作農民による民主的運営。4農村民主化の実現。5ファシズムとの斗争。6平和と民族独立のための斗争。

二、独占資本の農民収奪に対する斗争

(一)食糧政策を通じて 1事後割当、強権供出反対。2米麦の統制撤廃反対。3民主的食糧管理制度の実現。4外国食糧輸入の抑制。5国家資金投資によって農業生産力を発達させ、国内食糧を増産すること。6土地改良費、災害防止並びに災害復旧費の全額国庫負担。

(二)価格政策を通じて パリティー方式を廃し、生産費計算を基礎とする算定方式による適正価格の設定。2低米価低賃金政策絶対反対。3二重価格制度の採用によって、生産者には適正な価格を、消費者には生計費を維持し得る低い価格を。4米麦検査制度の合理化、不合理な等級引下げ反対。5一般農産物の中間搾取反対、市場制度の合理化。6蚕繭価格の安定方策の樹立と価格の適正化。

(三)肥料政策その他農用資材対策を通じて 1肥料国営を目指す民主的肥料統制の実現。2肥料資本のトラスト・カルテル化反対、独占的利潤追求のための協定価格の設定、価格吊上げ反対。3肥料産業に対する電力割当の適正、硫化礫の確保等を通じての肥料の増産。4肥料の適期供給。5肥料検査の合理化。6燐礫石、加里肥料等の輸入確保。7農薬、農機具等の確保。8家畜貸付制度の実現。

(四)金融政策を通じて 1長期金融機関の設置、低利率の実施。2農業手形のワクを拵げろ。

(五)租税政策を通じて 1所得税の累進高率賦課。2大衆課税反対。3地方税の適正化、農民負担の軽減。4徴税制度の民主化、適正化。5地方交付金制度の適正化。

(六)農協対策を通じて 1農協のボス支配排撃、農協民主化の実現。2農協に対する独占金融資本の支配排撃。3農民負担の軽減、農協運営の合理化を目指す農協の整理統合の早期実現。4農協の商業資本化反対。5農協の誤れる一般農政活動と政治運動化反対。

三、農業近代化のための斗争

1農業協同組合を民主的に確立し、これを生産の協同化のために活用すること。2日本農業を零細農制に釘付する自作農主義による諸政策に反対すること。3国家資金による農業の有畜化および機械の導入と共同利用。4国家的指導機構の確立と組合活動を通じての技術の改善、経営の合理化。5農村電化の実現および農産加工の振興。6国家総合計画の基礎の上に立つ、府県、市町村各段階に應ずる総合農業計画の樹立。7経営の協同化を目指す諸対策の樹立。

四 斗争主体の確立

1組合組織の再整備ならびに拡大強化。2農民戦線の統一。3共同斗争を通じての労農提携の実現。4平和革命の基礎条件としての労働者農民の手による政治力の確保。

かくてわれわれは、差迫る戦争情勢の下において、平和と民族の独立を守り、農業革命の完遂と農民の徹底的解放のために、いまこそ全身の斗魂をこめて強く叫ばなければならない。

民主主義革命を完遂せよ！反動吉田内閣打倒！労働者農民の政府を作れ！

組織活動方針

一、一九五〇年一月の合同大会以後のわが日本農民組合の組織活動の状況を見ると次のような傾向がみられた。

(一)戦線統一の気運は、地方組合の間で漸次高まってきた。それにはいろいろな形で統合が進められている。

1 福岡のように、再建の活動を通じて、日農と全農が合同し

一応全県的な単独組合の形で新組合を結成し、中央と連繫を保っているもの。

2 岐阜や福井のように、全農あるいは、農民連盟との間に統一を目指して、統一準備委員会あるいは統一協議会を結成したものの。

3 具体的な形では表面にあらわれていないが、統一の態勢を整えているもの。

(二) 共産党日農と対立している各県の組織活動では次のような動きを示している。

1 長野県連のように日農の組織の拡大強化によって、共産党の組織を崩壊に導いたもの。

2 茨城、青森のように、対立県連を結成して、組織の拡大強化を図りつつあるもの。

(三) 活動が沈滞して、組織の弛緩していた県連で、再建運動が活発に行われてきたものが各地に見られ、徐々にではあるが、未組織地帯への進出も漸次活発化してきた。

二、組織活動の面からみると、いろいろな困難はあるが、農民の窮迫化してゆく客観的情勢をも反映して、上向線を辿っているといえることができる。だが、全体としては客観的な情勢の急激な進展に比較して、組織の拡大強化はまだその速度が低いとみなければならない。それは運動全体として一つの転換期にあるので、いろいろな困難な事情が錯綜しているからである。

三、このような状況のもとにおいて新しい情勢に対応して組織の拡充強化を図るためには、次のような諸点が中心課題となるであろう。

(一) 中央の指導機構を拡充強化して、組織活動を強力に展開すること。

(二) 中央地方を通じての指導組織の確立を目指して、幹部教育を徹底すること。

(三) 連合会の指導力の強化と、郡協、地区協並びに支部の確立

(四) 未組織大衆に対する組織活動の活発化。

(五) 戦線統一運動並びに共同斗争の展開。

(六) 労農提携の強化。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

